

Japanese Practice News

February 2018, No. 5 | KPMG Global Japanese Practice (Taiwan firm)



2020年1月1日より電子計算機を使用した統一発票の発行が全面停止される

2018年1月19日に統一発票使用細則改正草案が財政部で可決されました。従来の電子計算機を使用した統一発票の発行の停止に合わせ、第4章の電子計算機による統一発票の発行に関する規定条文が削除され、2020年1月1日より施行されます。これは電子計算機を使用した統一発票の発行が2020年1月1日より全面停止されることを意味します。事業者は現行の電子計算機を使用した統一発票の発行システムが、「電子発票実施作業要点」の関連規定を満たしているか否か、及び財政部の電子発票統合サービスプラットフォーム(E-Invoice Platform)へアクセス可能か否か評価する必要があります。

「電子発票実施作業要点」の電子発票申請適用要件 及び関連ファイルと証明書類の保存規定について、 次ページをご参照ください。



項目	説明
電子発票 システムに係る規定	 パスワードの設定・解除又はその他情報の安全措置により、データ内容及び伝送の機密性、完全性、源泉識別性、否認不可性、及び責任の帰属性を確保する。 電子発票の発行、受領、廃棄、売上戻り、仕入戻し又は値引、及び電子発票証明用
	控えの印刷等の機能を有する。 > 統一発票のアルファベット文字の発行の誤り・重複、チャージサービスセンター又は 統合サービスプラットフォームへのアップロード漏れをチェックする機能を有する。 > 共通データ保存メディアによる電子発票の読取りを受入れることができる。 > 財政部により公告された電子発票を寄付する方法を受入れることができる。 > 財政部により公告された電子発票で一夕交換基準情報構築ガイドラインに適合する。
統合サービスプラット フォームへアクセスする ための身分認証	いくつかの電子認証の方法が認められる。例えば、政府認証管理センターの規定に基づき申請した認証、財政部が認可した認証又は電子署名の方法による認証が認められており、これらの方法により電子発票を発行又は伝送する必要がある。
使用資格	所在地主務税務機関の許可により営業登録をしている事業者は電子発票を使用する資 格がある。
電子発票の アルファベット文字・ 番号に係る規定	 電子発票の発行にあたり、事業者は所在地の主務税務機関へ電子発票のアルファベット文字・番号の使用を申請し、許可を得た上で、統合サービスプラットフォームにて番号の取得を申請する。 事業者の本店及びその他固定営業場所による電子発票の専用アルファベット文字・番号の使用について、本店が一括して申請することができる。 事業者は営業税申告期間の開始の10日以内に、所定フォーマットによりその使用している当期のアルファベット文字、開始から終了までの番号、未使用のアルファベット文字・番号を統合サービスプラットフォームへ伝送する必要がある。本店が一括して申請した場合、本店が伝送を行う。
伝送期限	 事業者が規定により電子発票を発行した場合、統一発票使用細則第7条第4項の規定の期限までに統一発票のデータ、及び買受者が使用しているデータ保存メディアの識別情報を統合サービスプラットフォームへ伝送し、記録する必要がある。 統一発票の廃棄、売上戻り、仕入戻し又は値引き、寄付又は電子発票証明用控えの印刷等、統一発票データの変更がある場合、売り手の営業者は統一発票使用細則の規定に基づき、統合サービスプラットフォームへ伝送し、記録する必要がある。
ファイルと 証明書類の保存	 電子発票の発行、廃棄、売上戻り、仕入戻し又は値引きは、取引相手の同意を受け、 当該同意に係る証明書類を少なくとも5年間保存しなければならない。 事業者は税金徴収法及び税務機関による営利事業会計帳簿証憑管理細則の関連 規定に基づき、電子発票及び電子発票の売上戻り、仕入戻し又は値引き証明票の 保存用控え又は受領用控えに係るファイルを保存しなければならない。

KPMGの見解

財政部は近年、「電子発票適用の全面推進計画」により、電子発票を推進しています。また、従来の電子計算機を使用した統一発票の発行は、2020年1月1日より全面停止となります。一部の事業者は大手の取引相手の電子発票関連作業に合わせるため、電子発票の使用の繰上が必要な可能性もあり、将来の電子発票の全面使用は避けられないと考えられます。

現在、電子計算機を使用して統一発票を発行する事 業者にとって、現有の統一発票システムから直接、財 政部の電子発票統合サービスプラットフォームヘアク セス可能か否か評価し、解決することが、現段階での 最優先事項になります。また、外国事業者の多くは世 界共通システムにより管理しているため、台湾当局の 要請に対応するには、内部での協議に長時間を要す る可能性があります。特に電子発票関連の問題は、IT、 財務・会計に跨るため、事業者は出来るだけ速やかに 内部での協議を開始する必要があると考えられます。 このほか、企業グループのグローバル共通システムを 使用する事業者にとって、台湾当局の要請に対応す るためのカスタマイズ化に要するコストは小さくはなく、 予想外の費用が生じる可能性もあります。よって、費 用対効果も事業者にとって需要な考慮すべきポイント となります。

また、IT担当者だけではなく、財務・会計担当者も電子 発票システムの導入に係るトレーニングを受ける必要 があります。将来の電子発票システムの使用、及び内 部関連手続の変更、営業税申告等に合わせ、内部担 当者への周知徹底とトレーニングが必要であり、これ が電子発票をスムーズに導入出来るか否かの重要ポ イントとなります。 電子発票システム及び関連作業をスムーズに行い、 全面的な電子発票時代を迎えるにあたり、電子計算 機を使用して統一発票を発行する事業者又は手書き やレジスターを使用して統一発票を発行する事業者を 問わず、出来るだけ速やかに電子発票への対応を計 画、予定する必要があると考えられます。

文責 安侯建業聯合會計師事務所

パートナー 黄素貞

安侯資訊管理顧問股份有限公司 シニアマネージャー 謝寶琳



KPMG Taiwan Network

台北事務所

新竹事務所

台中市西屯區40758文心路二段

台中事務所

201號7樓

Tel: 04 2415 9168 Fax: 04 2259 0196

Tel: 02 8101 6666 Fax: 02 8101 6667

台北市信義路5段7號68樓

Tel: 03 579 9955 Fax: 03 563 2277

新竹市科学工業園區展業一路11號

台南事務所

高雄事務所

台南市中區700民生路2段279號16樓 高雄市前金區中正四路211號12樓の6

Tel: 06 211 9988 Tel: 07 213 0888 Fax: 07 271 3721 Fax: 06 229 3326

日本業務組主要聯絡人

日本業務組

台北事務所

Tel: 02 8101 6666 (代表)

Fax: 02 8101 6667

Partner

李 宗霖

Partner

T +886 (2) 8758 9946 分機: 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇官

Partner

T +886 (2) 8758 9688 分機: 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

Partner

T +886 (2) 8758 9995 分機: 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

Partner

T +886 (2) 8758 9794 分機: 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

記帳部門(記帳、個人所得稅、薪資計算等)

葾 文惠

Partner

T +886 (2) 8758 9992 分機: 00584

E eileentsai@kpmg.com.tw

登記部門(公司設立、VISA申請等)

李 美儀

協理

T +886 (2) 8758 9780 分機: 02340

E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

石井 顕一

T +886 (2) 8758 9926 分機: 15359

E kishii1@kpmg.com.tw

横塚 正樹

T +886 (2) 8758 9751 分機: 16991

E masakiyokozuka@kpmg.com.tw

發行人

KPMG 台灣

日本業務組 執業會計師 李 宗霖

kpmg.com/tw

© 2018 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Taiwan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.